

奈良県告示第四百十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあつた特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県環境森林部水・大気環境課（奈良市登大路町三〇番地）及び橿原市環境部環境政策課（橿原市八木町一丁目一―一八）において一般の縦覧に供する。

令和六年七月十九日

奈良県知事 山下 真

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
東洋精密工業株式会社 代表取締役社長 佐野 賢司
橿原市新堂町三七六番地一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
東洋精密工業株式会社
橿原市新堂町三七六番地一
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設一基
特定施設的能力	処理能力 六シート／時間
特定施設の工事着手予定年月日	令和六年八月十日
特定施設の工事完成予定年月日	令和六年八月十日
特定施設の使用開始予定年月日	令和六年八月十九日

当たりの通常 の量及び最大 の量（単位 m ³ ）		

五

処理施設の工事着手予定年月日		処理施設の構造			処理施設の能力			汚水等の処理方法			処理施設の種類の種類
C施設	B施設	D施設	C施設	B施設	D施設	C施設	B施設	D施設	C施設	B施設	し尿浄化槽、排水処理装置及びシアン排水処理施設（以下「B施設」、「C施設」及び「D施設」という。）
既設	既設	アルカリ塩素法	活性汚泥法	接触酸化	二・一m ³ ／日	六m ³ ／時間	五十一人槽	基礎 鉄筋コンクリート 本体 塩ビ樹脂製	鉄筋コンクリート構造		

				季節的変動がある場合)	処理施設の使用時間			処理施設の使用開始年月日			処理施設の工事完成予定年月日					
項目		濃度（水素イオン）	B施設		D施設	C施設	B施設	D施設	C施設	B施設	D施設	C施設	B施設	D施設		
	通常	最大	処理前	なし	九時間（最大十二時間）	九時間（最大十二時間）	二十四時間	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	
																七・三
	七・三	通常	最大													
																七・三

[illegible]

六

項目	水素イオン濃度（水素指数）	排水の汚濁状態及び量											
		汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の量及び最大の量（単位 m³）			シアン化合物（単位 mg C N / l）			ノルマルヘキササン抽出物質含有量（単位 mg / l）			（単位 mg / l）		
		D施設	C施設	B施設	D施設	C施設	B施設	D施設	C施設	B施設	D施設	C施設	
通常	七・二				不検出								
					不検出								
最大	六・七〇七・七	一・五	五五・五	一・〇	不検出	不検出			〇・三				
		二・一	七五・六	一・四	不検出	不検出			一・〇				

排出水の量(単位 m³/日)	排出水の汚濁状態						
	シアン化合物(単位 mg CN/ℓ)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 mg/ℓ)	りん含有量(単位 mg/ℓ)	窒素含有量(単位 mg/ℓ)	浮遊物質(単位 mg/ℓ)	化学的酸素要求量(COD)(単位 mg/ℓ)	生物化学的酸素要求量(BOD)(単位 mg/ℓ)
五五・五	不検出	〇・三	〇・〇二	三・〇	一・四	四・〇	二・五
七五・六	不検出	一	〇・〇五	七・〇	五・六	八・〇	七・二